

2 受検手数料

- (注) 1. 納付された手数料は試験を実施しない場合、又は相当の理由により受理できない場合を除きいかなる理由があっても返還しません。
 2. 受検手数料は非課税です。
 3. 受検手数料を納付した払込受付証明書（納付したことが分かる書類）は必ず受検申請書と同封でお送りください。
 なお、複数名分を一括で納付いただくことも可能です。

○特級・1級・単一等級を受検の方

受ける試験	受検手数料
実技 と 学科 の両方 (受検区分 A甲)	21,300
実技 のみ (受検区分 A丙 又は C)	18,200
学科 のみ (受検区分 A乙 又は B)	3,100

○2級・3級を受検の方 ※令和4年度より2・3級の実技試験受検手数料の減額の対象者が変更されました。

受ける試験	学生・訓練生	年齢	雇用保険	居住地及び学校所在地	受検手数料
実技 と 学科 の両方 (受検区分 A甲)	学生・訓練生 ではない	25歳以上			21,300
		25歳未満 *1	雇用保険被保険者*2		12,300
			雇用保険被保険者ではない		21,300
	学生・訓練生 *3	25歳以上			15,200
		25歳未満 *1	雇用保険被保険者*2		6,200
			雇用保険被保険者ではない	千葉県内在住又は 千葉県内在学*4	6,200
			千葉県外在住かつ 千葉県外在学	15,200	
実技 のみ (受検区分 A丙 又は C)	学生・訓練生 ではない	25歳以上			18,200
		25歳未満 *1	雇用保険被保険者*2		9,200
			雇用保険被保険者ではない		18,200
	学生・訓練生 *3	25歳以上			12,100
		25歳未満 *1	雇用保険被保険者*2		3,100
			雇用保険被保険者ではない	千葉県内在住又は 千葉県内在学*4	3,100
			千葉県外在住かつ 千葉県外在学	12,100	
学科 のみ (受検区分 A乙 又は B)					3,100

- *1 令和5年度においては1998年（平成10年）4月2日以降に生まれた方が対象
 (受検申請をする年度の4月1日において25歳に達していない方が対象)
 なお、入管法別表第一の上欄の在留資格*をもって在留する方は対象外（25歳以上の金額となります）
 ★入管法別表第一の上欄の在留資格

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

- *2 受検申請日において雇用保険被保険者であること ※在職証明書等の提出が必要（P6 3（4）Ⅰ、D参照）
 *3 学生・訓練生の対象者は次のとおり ※在学証明書又はそれに類するものの提出が必要（P6 3（4）Ⅰ、E参照）
 (1) 高等学校、短期大学、大学、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校の在校生
 (2) 職業能力開発校（県立高等技術専門校等）の在校生（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く）
 (3) 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校の在校生
 （短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程の高度職業訓練を受けている者は除く）
 (4) 認定職業訓練施設の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び就職している者を除く）
 (5) 専修学校及び各種学校の在校生
 *4 千葉県内在住で他都道府県の学校に在学の場合は、住民票記載事項証明書又はそれに類するものの提出が必要（P6 3（4）Ⅰ、F参照）